

廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正のお知らせ

平成27年12月25日付にて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、平成28年3月15日より施行されましたので、ご紹介させていただきます。

改正の経緯

カドミウムについては、平成23年10月に、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準値が改正されました。また、平成26年12月には、水質汚濁防止法に基づく排水基準値が改正されました。

これを受け、今回カドミウムの廃棄物最終処分場からの放流水、特別管理産業廃棄物の判定基準等を改正するものです。

内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「規則」という。)の一部改正

カドミウム又はその化合物について特別管理産業廃棄物に該当するものとして環境省令で定める基準値を、以下の表に適合しないこととします。

廃棄物の種類		基準
鉍さい関係(規則第1条の2第6項関係)	鉍さい又は鉍さいを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.09mg/L以下
	鉍さいを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	0.3mg/L以下
ばいじん又は燃え殻関係(規則第1条の2第9項関係)	ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.09mg/L以下
	ばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	0.3mg/L以下
汚泥、廃酸又は廃アルカリ関係(規則第1条の2第11項関係)	汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.09mg/L以下
	廃酸若しくは廃アルカリ又は汚泥、廃酸若しくは廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	0.3mg/L以下

※その他にも改正されているものがございます。詳しくは別紙を御覧ください。

※ 詳細のお問い合わせ等ございましたら、弊社担当者までお問い合わせ下さい。



FILA
認定番号 84226
ISO/IEC 17025:2005
認定範囲: 環境事業所



JWWA-GLP122
水道GLP認定
認定範囲: 環境ラボ

◇企画・製作◇
東洋環境分析センター
企画・販促委員会

<http://www.let-toyokankyo.com>

弊社社員ブログ更新中です!
是非ご覧下さい!

